

議案第60号

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 9 月 18 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

障害者自立支援法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等
の一部を改正する条例

(葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
改正)

第 1 条 葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
(平成14年葛飾区条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部改正)

第 2 条 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例(昭和41
年葛飾区条例第26号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例(平成23年葛飾区条例第 3 号)
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。